

# 川崎市と住宅金融支援機構が連携 【フラット35】地域連携型

川崎市と住宅金融支援機構が連携することにより、住宅等不燃化推進事業補助金の利用者が【フラット35】で借入れする場合、補助金の交付とあわせて借入金利の引き下げを受けることができます。

不燃化重点対策  
地区での建替を  
応援します！

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初 <b>5</b> 年間	【フラット35】の借入金利から 年 <b>▲0.25%</b> [ 【フラット35】 <sup>S</sup> を併用した場合 年 <b>▲0.5%</b> ]

## 対象の要件

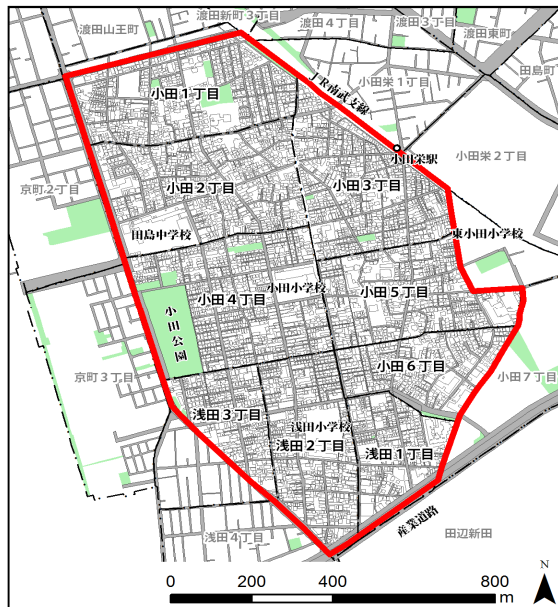
対象とする補助事業	【フラット35】地域連携型
川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱に定める川崎市住宅等不燃化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱の別表2の(2)耐火性能強化の要件を満たす建築物を取得する方(※)</li> <li>■【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、川崎市から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。</li> </ul> <p>(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35 サイト (<a href="http://www.flat35.com">www.flat35.com</a>) でご確認ください。</p>

(※) 川崎市住宅等不燃化推進事業補助金(耐火性能強化工事)の申請を行い、「補助対象確認通知書」の交付を受けること

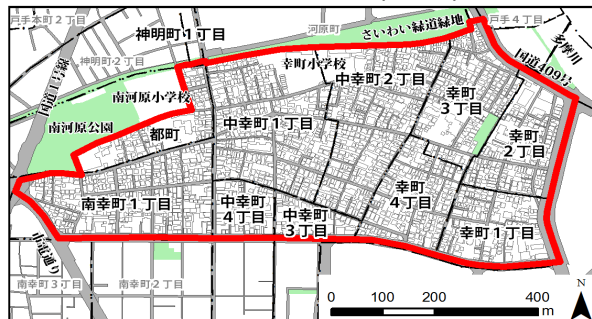
## 対象となる補助金の内容

### ■対象エリア(不燃化重点対策地区)

#### 川崎区小田周辺地区(91ha)



#### 幸区幸町周辺地区(37ha)



#### 小田周辺地区の範囲

小田1～6丁目、浅田1～3丁目  
(一部の区域を除く)

#### 幸町周辺地区の範囲

幸町1～4丁目、中幸町1～4丁目  
南幸町1丁目、都町、神明町1丁目  
(一部の区域を除く)

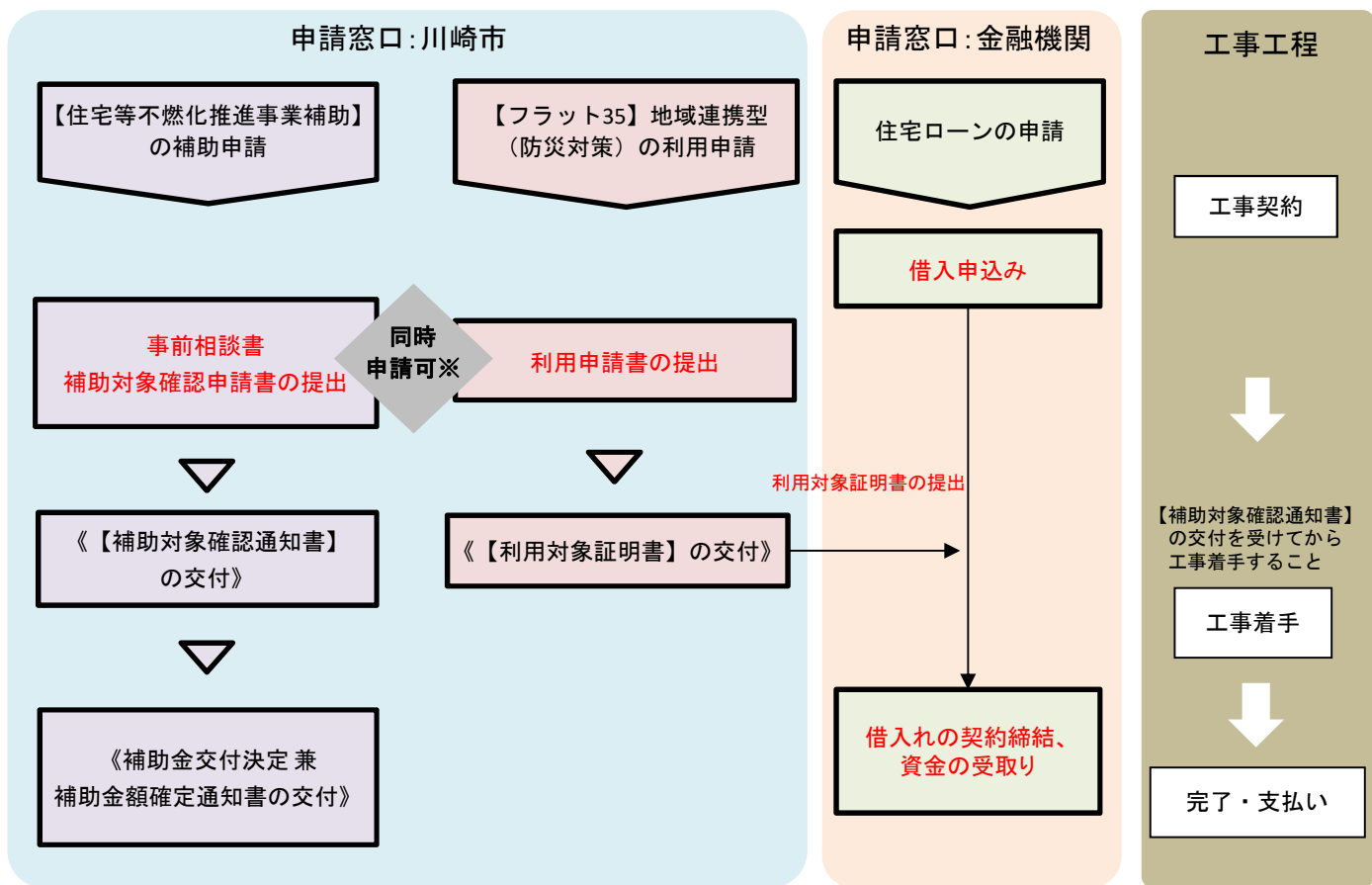
### ■補助金額(補助対象建築物の延べ面積に基づき決定します)

延べ面積(単位: m <sup>2</sup> )	補助金額
10 超え～30 未満	8 万円
30 以上～50 未満	24 万円
50 以上～70 未満	40 万円
70 以上～90 未満	56 万円
90 以上～110 未満	72 万円
110 以上～130 未満	88 万円
130 以上～150 未満	104 万円


延べ面積(単位: m <sup>2</sup> )	補助金額
150 以上～170 未満	120 万円
170 以上～190 未満	136 万円
190 以上～210 未満	152 万円
210 以上～230 未満	168 万円
230 以上～250 未満	184 万円
250 以上	200 万円

# 利用手続きの流れ


※赤字部分は申請者が行う主な手続き、《 》部分は川崎市が行う手続き等です。



川崎市住宅等不燃化推進事業補助金に関するご相談は



まちづくり局市街地整備部  
防災まちづくり推進課  
密集市街地担当



**044-200-2731** (直通)

【フラット35】に関するご相談は




住宅金融支援機構お客さまコールセンター


ハロー フラット35  
**0120-0860-35** (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。  
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

【フラット35】地域連携型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



川崎市でご利用いただける【フラット35】地域連携型はこちら



<注意事項> ●【フラット35】地域連携型は、令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。

●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。

●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

(令和3年4月現在)